

2013年10月11日
北海道旅客鉄道株式会社
東日本旅客鉄道株式会社
東海旅客鉄道株式会社
西日本旅客鉄道株式会社
九州旅客鉄道株式会社
トヨタファイナンス株式会社
トヨタ自動車株式会社

全国の特ヨタレンタカーで、レンタカー料金を 交通系 IC カードで決済できるサービスの開始について

北海道旅客鉄道株式会社(本社:北海道札幌市、代表取締役社長:野島誠)、東日本旅客鉄道株式会社(本社:東京都渋谷区、代表取締役社長:富田哲郎)、東海旅客鉄道株式会社(本社:愛知県名古屋市、代表取締役社長:山田佳臣)、西日本旅客鉄道株式会社(本社:大阪府大阪市、代表取締役社長:真鍋精志)、九州旅客鉄道株式会社(本社:福岡県福岡市、代表取締役社長:唐池恒二)、トヨタファイナンス株式会社(本社:東京都江東区、代表取締役社長:藤田泰久)およびトヨタ自動車株式会社(本社:愛知県豊田市、代表取締役社長:豊田章男)は、10月11日より、全国の特ヨタレンタカー店において、交通系ICカードで、レンタカー料金を決済することができるサービスを導入しました。

当サービスは、全国約1,200店舗を展開する特ヨタレンタカー店*1において利用することができ、これにより、キャッシュレスかつスピーディーに料金を支払いやすくなるとともに、JR各路線と特ヨタレンタカー両方を利用することができるようになり、お客さまの利便性が向上します。

対象となる交通系ICカードは、上記JR各社が展開する『Kitaca(キタカ)』*2、『Suica(スイカ)』*3、『TOICA(トイカ)』*4、『ICOCA(イコカ)』*5、『SUGOCA(スゴカ)』*6と、全国相互利用対象となっている4ブランド*7を含む全9ブランドのカードとなります。なお、これら電子マネーの加盟店業務を、トヨタファイナンス株式会社が行っていきます。

今後も電子マネーでの決済サービスを通じて、お客さまの利便性向上に、より一層努めてまいります。

*1:一部取扱いの無い店舗もあり

*2:『Kitaca』は、北海道旅客鉄道株式会社の登録商標

*3:『Suica』は、東日本旅客鉄道株式会社の登録商標

*4:『TOICA』は、東海旅客鉄道株式会社の登録商標

*5:『ICOCA』は、西日本旅客鉄道株式会社の登録商標

*6:『SUGOCA』は、九州旅客鉄道株式会社の登録商標

*7:『PASMO(パスモ)』、『manaca(マナカ)』、『はやかけん』、『nimoca(ニモカ)』の利用が可能。なお『PiTaPa(ピタパ)』はサービス対象外